

ガス・熱業務に関する事務の追加に伴う 各種規程の整備について

(趣旨)

本日、本委員会の所掌事務に、ガス事業法及び熱供給事業法に関する事務が追加され、委員会の名称が「電力・ガス取引監視等委員会」に変更されたことに伴い、以下のとおり、委員会の規程等を整備する。

主なポイント

○電力取引監視等委員会の名称が「電力・ガス取引監視等委員会」に変更されたことに伴い、当該名称を含む以下の各規程等について、別紙のとおり、所要の改正等を行う。

- 1) 「電力取引監視等委員会運営規程」(資料 3-1、資料 3-2)
- 2) 「電力取引監視等委員会委員長及び委員による申し合わせ」(資料 3-3)
- 3) 「電力取引監視等委員会紛争処理規程」(資料 3-4、資料 3-5)
- 4) 「あっせん又は仲裁の手續に係る資料の公開等について」(資料 3-6)